

4 様式 A - 1

申請等に対する処分一覧表

(令和4年(2022年)11月22日作成)

[所管：長寿社会政策課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	介護保険法	70 78の2 79 86 94 107 115の2 115の12 115の22 115の45 の5-1	サービス事業者の指定及び開設許可	B	A
2	老人福祉法	15-4	特別養護老人ホームの設置許可	B	A
3	介護保険法	70の2 78の12 79の2 86の2 94の2 108 115の11 115の21 115の31 115の45 の6	サービス事業者の指定及び許可の更新	B	A
4	介護保険法・ 介護保険法施行規則	法94 施行規則 136	介護老人保健施設の変更許可	B	A

様式 B-1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	サービス事業者の指定及び開設許可	
根拠法令及び条項	介護保険法第 70 条、第 78 条の 2、第 79 条、第 86 条、第 94 条、第 107 条、第 115 条の 2・12・22・45 の 5 の第 1 項	
所管部課（室）係名	福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係	
審査基準	関係条項	
	基準	<p>ア. 豊中市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 26 年条例第 64 号）</p> <p>イ. 豊中市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 26 年条例第 65 号）</p> <p>ウ. 豊中市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 69 号）</p> <p>エ. 豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 73 号）</p> <p>オ. 豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 70 号）</p> <p>カ. 豊中市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 74 号）</p> <p>キ. 豊中市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 71 号）</p> <p>ク. 豊中市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 72 号）</p> <p>ケ. 豊中市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 67 号）</p>
	参考事項	
	設定等年月日	令和 年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）
標準	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）

準 処 理 期 間	内訳	経由期間 日 (事務所) 処分期間 備考欄参照 (福祉部長寿社会政策課)
	設定等年月日	年 月 日設定 (年 月 日最終変更)
	備考	処分期間 ・介護保険法第 70 条・第 115 条の 2 及び、第 78 条の 2・第 115 条の 12 並びに第 115 条の 45 の 5 の同時申請は 65 日 ・介護保険法第 79 条及び第 115 条の 22 の申請は 56 日 ・介護保険法第 86 条の申請は 56 日 ・介護保険法第 94 条及び第 107 条の申請は 117 日

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	特別養護老人ホームの設置許可	
根拠法令及び条項	老人福祉法第 15 条第 4 項	
所管部課（室）係名	福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	ア. 豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 70 号） イ. 豊中市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 71 号） ウ. 豊中市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 67 号）
	参考事項	
	設定等年月日	令和 年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 備考欄参照（福祉部長寿社会政策課）
	設定等年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）
備 考	処分期間 ・介護保険法第 86 条の申請と同時に行うため、処分期間は同じ 56 日	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	サービス事業者の指定及び許可の更新	
根拠法令及び条項	介護保険法第 70 条の 2、第 78 条の 12、第 79 条の 2、第 86 条の 2、第 94 条の 2、第 108 条、第 115 条の 11、第 115 条の 21、第 115 条の 31、第 115 条の 45 の 6	
所管部課（室）係名	福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係	
審査基準	関係条項	
	基準	<p>ア. 豊中市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 26 年条例第 64 号）</p> <p>イ. 豊中市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 26 年条例第 65 号）</p> <p>ウ. 豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 69 号）</p> <p>エ. 豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 73 号）</p> <p>オ. 豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 70 号）</p> <p>カ. 豊中市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 74 号）</p> <p>キ. 豊中市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 71 号）</p> <p>ク. 豊中市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 72 号）</p>
	参考事項	
	設定等年月日	令和 年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 40 日（注：休日は含まない）
	内訳	<p>経由期間 日</p> <p>処分期間 40 日（福祉部長寿社会政策課）</p>
	設定等年月日	年 月 日設定（令和 3 年 10 月 18 日最終変更）
備考	※開庁日数約 20 日／月 × 2 月	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	介護老人保健施設の変更許可	
根拠法令及び条項	介護保険法第 94 条第 2 項、介護保険法施行規則第 136 条第 2 項	
所管部課（室）係名	福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係	
審査基準	関係条項	
	基準	ア. 豊中市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 72 号）
	参考事項	
	設定等年月日	令和 4 年(2022 年)11 月 22 日設定（令和 4 年 11 月 22 日最終変更）
	標準処理期間	総日数 40 日（注：休日は含まない）
標準処理期間	内訳	経由期間 日 処分期間 40 日（福祉部長寿社会政策課）
	設定等年月日	令和 4 年(2022 年)11 月 22 日設定（令和 4 年 11 月 22 日最終変更）
備考	※開庁日数約 20 日／月 ×2 月	